

鹿屋市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市職員の人事評価に関する規程（平成29年鹿屋市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、再任用職員の一次評価者及び二次評価者は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。